

テーマ：生産性向上・職場環境整備等支援事業

■現在、医療界において、人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援が求められています。政府も令和6年度補正予算から令和7年度にかけ、緊急支援パッケージを繰り広げ、効率的な医療提供体制の確保とともに、医療人材の確保・定着を図ろうとする施策がはじまりました。今号では、生産性向上・職場環境整備等支援について取り上げます。

* 国の生産性向上・職場環境整備等支援事業とは？（令和7年度医療施設等経営強化緊急支援事業）

人材確保が喫緊の課題となっているなか、限られた人員でより効果的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、給付金として支援することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的としています。これは令和7年3月31日時点で、「ベースアップ評価料」を届け出ている病院、有床診療所（内科・歯科）、訪問看護ステーションにおいて、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、業務の効率化や職員の処遇改善を図るための事業です。



支給額は、病院・有床診療所：許可病床数×4万円で、許可病床数が4床以下の有床診療所や無床診療所、訪問看護ステーションはそれぞれ1施設×18万円です。いずれも補助率は10/10。

支給要件は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、

- (1) ICT機器等の導入による業務効率化、(2) タスクシフト/タスクシェアによる業務効率化
- (3) 給付金を活用した更なる賃上げによる業務効率化や職員の処遇改善を図る場合（いずれか〈複数可〉）に所有の経費に相当する給付金が支給されます。支給を受けようとする対象施設は、都道府県に対して、指定様式を添えて申請を行います。

* 東京都は令和7年8月4日から申請受付開始

東京都では、『東京都生産性向上・職場環境整備等支援金事業補助金』として、令和7年8月4日から申請を受け付けています。申請期限は、交付申請が令和7年12月31日迄で、実績報告は令和8年2月28日となっています。申請は「jGrants」*を使用して申請する方法と郵送で申請する方法があります。*jGrants：デジタル庁が運営する国や自治体の補助金の電子申請システム

補助金交付時期（目安）は、交付申請時に申請事業に対する支払額が確定している場合や交付申請時、申請事業に対する支払額が未確定である場合では異なります。

詳しくは当該補助金のページにてご確認ください。



* 「ベースアップ評価料」届け出ていますか？

令和6年度診療報酬改定にて新設された、看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種（40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者を除く）について賃上げを実施していくための評価です。外来・入院・在宅・歯科など評価は算定要件に合わせて様々な種類があります。産業全体で賃上げが進むなか医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組ですので、届出が未だの医療機関はご確認ください。



東京都医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」といいます。）では、医師の働き方改革のほか、医療機関の課題抽出など、良好な医療勤務環境を目指し、支援をしています。医療機関で不明な点がございましたら、まずは勤改センターへお気軽にお問い合わせください。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30まで）

詳細はこちらから検索！ ⇒

東京都 勤務環境

検索



勤務環境かいぜんサポートナビ